

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1	令和5年6月1日	令和5年9月13日	不動産登記オンライン申請で、申請物件と実際の所在地で異なる場合の救済措置	不動産登記申請では、1.不動産番号を入力する方法、2.具体的な所在(道県等)を入力する方法がある。不動産番号を入力すれば具体的な所在等の入力が必要である規定になっているけれど、法務省は不動産番号を入力するときは具体的な所在等も入力するよう行政指導している。では、不動産番号と実際の所在等と一致しない場合はどうなのか?この点、書面申請による場合は申請書に記載されたすべての不動産を全て受け付けなければならないから、不動産番号が記載された不動産と、具体的な所在が記載された不動産とが共に受け付けられ、その後に必要な申請物について一部取り下げ手続より訂正することになるだろう。しかし、一	オンライン申請においてはシステム上、不動産番号が優先され、具体的な所在等のように入力しても反映されないらしい。そうすると申請情報としての補正も不可能であり、申請全体を取り下げるほかない。/>もっとも、司法書士のブログ https://tokyouju-sho-hateiabi.blog.com/entry/2020/11/20/102816)では不動産番号の入力を間違えたオンライン申請でも補正可能であったとするものがある。/>そもそもデジタル化が進むと訂正も可能になる。/>3.訂正機能がない場合、オンライン申請に不動産番号と実際の所在との適合性チェックを組み込むべきであろう。/>そして、オンラインシステムがこうした機能を備えていない現状では、書面申請と同様、受付担当者による確認作業が必要であると考え、/>現在のオンライン申請システムが受付作業を自動処理していると思っているのは、申請人側への影響を考慮していない政府の態度である。/>オンライン申請において不動産番号と実際の所在とが不一致の場合、受け付けられない申請不動産については書面申請と同様に受付担当者に受付義務を押し、訂正をさせるべきである。/>オンライン申請の受付タイムラグが生じることになるが、これは書面申請において申請不動産の受付遅延が生じた場合と同である。/>法務省がオンライン制度の整備であるならば、入力間違いも申請人側の自己責任として押し付けられるのではなく、まずは入力間違いが起らないプログラムの設計をすべきであり、それができないのであれば書面申請と同様のマンパワー対応すべきではないか?	法務省	不動産登記オンライン申請	不動産登記においては、書面申請であってもオンライン申請であっても、申請情報に不備がある場合は原則として却下されますが、申請の不備が補正することができるものである場合には補正の機会が設けられています。	不動産登記法25条、不動産登記法5条ただし書き、不動産登記事務取扱手続規則31条4項	事実協議	制度の現状に記載のとおり、オンライン申請であっても、申請の不備が補正することができるものである場合には、補正の機会が設けられています。なお、申請用総合ソフトにおける物件入力機能として、令和2年1月から登記事項証明書等にQRコード(二次元バーコード)が追加されたことにより、当該QRコード(二次元バーコード)を読み込めることで、不動産番号及び物件情報等を自動検出させる機能を実現し、申請の入力負担等を減らす質を上げています。また、令和5年4月から新たに開始したかんたん登記申請については、不動産番号を入力し、「所在」地域×家屋番号反映が有効なエリア等することで、当該不動産等に対応する物件情報が自動入力される仕様となっています。そのため、不動産番号と具体的な所在の情報とが異なった状態で申請がされることは想定されません。
2	令和5年6月1日	令和5年8月24日	実質的な被用者である個人事業主への労務管理	外食チェーンや小売業、ネット通販などの企業は超過勤務手当の労務管理にかかるコスト負担軽減を目的に、従業員との雇用契約を業務委託契約に変更し就業日日出勤が発生しても社員自身の自己責任として処理することが多くなっている。これは最近のトレンドではなく企業側が従業員を雇っている以上、労働法上の規定を遵守し、労働時間や賃金などについて適切な労務管理を行うべきである。また、個人事業主としての労働者に対する労務管理の重要性は、働き方改革の推進や労働者の権利保護の観点から、ますます重要になってきている。個人事業主としての労働者に対する労務管理の重要性を認識し、適切な労務管理を行うべきである。	これらの個人事業主には共通して売上額や配達数の厳しいルールが課されており、その達成状況により業務委託契約の締結可否が決定されるためその達成目的に長時間の労働を強制的に行う。そのため健康への影響が出るのは不可避で、毎週労働時間超過することが当たり前となっている。しかし契約主(雇用主)となる企業には業務提携相手のトラブルである労働者側への健康被害が生じないことによる業績悪化が懸念される。また、個人事業主としての労働者に対する労務管理の重要性は、働き方改革の推進や労働者の権利保護の観点から、ますます重要になってきている。個人事業主としての労働者に対する労務管理の重要性を認識し、適切な労務管理を行うべきである。	個人	厚生労働省	労働基準法「労働者」は、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使われる者で、賃金を支払われる者をいいます。これに該当するかどうかは、事業に使用される者があるか否か、その対価として「賃金」を支払われているか否かについて、形式的な契約の形にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断しています。こうした判断の結果、労働者と認められる場合には、業務委託の形式になっていても、労働基準関係法令の適用が適用される。労働者の判断基準については、令和3年3月に策定した、「ワーカーズとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」において明確化したところであり、引き続きこの知照を図ってまいります。	労働基準法第5条	その他	制度の現状欄に記載の通りです。
3	令和5年6月1日	令和5年7月12日	不動産登記簿利用者の住所欄に住民登録のスペースを登記すること	不動産登記における住所の記載は、住民票にスペースが記載されている場合であっても省略される取扱いになっている。/>例外として、マンション名末尾の数字と前座番の数字との連続になる場合等その表示が困難になる場合のみ、スペース「」で代替している(様式不明)。/>この代替は手書きでした時代であれば、地面記載されたものが複製時に登記簿の無断複製を行っていた可能性がある。/>住所の文字を加重されたような表示を強制したと見られる。/>しかし、登記がコンピュータ化されるにつれて、住所の文字を加重されたような表示は、住所の文字を加重する合理性は低いと考えられる。/>住所欄に記入すべき名義についても住民票に記載されている	スペースが省略される取扱いであるが、商業登記において番号にスペースが登記されているときはそのまま不動産登記の名義欄にもスペースを登記している。/>これは法務省が商業登記において創設しているかとは説明がなかった。/>そもそも商業登記の番号にスペースが登記可能になったのは平成14年の取扱変更からである。/>すなわち、この時点から登記上のスペース一律省略の原則はルールとして前項したといえる。/>また、不動産の住所所要登記義務化の途には自動化が必然であると考え、なぜこまでスペースを省略することになったのか/>住民票選別登記し変更しし等書として、登記簿の閲覧者などの実態ルールを把握しなければならぬだけでなく、住民票も上記の原則にあるスペースで区切られた住所のスペースを省略されることによって発生するであろう不都合も、/>上記改訂スクリプトにしても、登記事項証明書がスペースを省略しないから、行来文字を加重して改訂するとは現行でも書面である。/>また、登記事項証明書の氏名欄は一律にスペースが省略される仕様になっているから、その原則の文字を加重することはない。/>不動産登記制度が自治体が発行する住民票という制度の上で成り立っているのだから、どうしてもスペースを無効にしたいのであれば、住民を所管する総務省から連携を促して住民票のスペースを無効にするところからルールを作るべきではないか?/>連携を強化せず、既記している取扱いには、行政の専断のみで規制が解除しにくい点でも、プログラムによる自動処理時代を契機としたデジタルガバナンスの価値観と相反するものである。	法務省	登記官	登記官による住所の登録の際、スペースは使用しておりません。	対応不可	不動産登記において、登記官職人の住所を登録するに当たっては、不要な空白が用いられることにより、住所が不正確に公示されることがないよう、スペースは用いないこととしているので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。	
4	令和5年6月1日	令和5年7月12日	サ高住および見守りサービスの対象に65歳以上の障害者(および見舞病者)を加える	障害者自身でも安心して居住を制する構築するため、サービスの利用対象を拡大する。また、見舞病者もそのニーズの対応に65歳以上の障害者(および見舞病者)を加えることができる状態となっているため同時に利用対象に加える	サ高住は65歳以上の高齢者を利用対象としているため、それ以下の国民は障害者であっても利用することができない。障害者は非常時の連絡体制が確保されていない理由で世帯の責任者や公営住宅への入居が阻害されていることが多い。/>しかし、家族が高齢もしくは死亡により身寄りがない限り、障害者を確保される障害者が今後多く出る見込みであり、それに対応した住居の確保が喫緊の課題だ。/>障害の種類や程度によっては介護による見守りが必要となる場合もあるが、それ以外の障害者に対しては本提案のサービス利用に一定の自立を確保して生活を送るようになってきている。/>見守りサービス(緊急通報装置)は民間及び自治体事業者が主たる国が責任を負うべきではなさそうだが、万が一の連絡体制が確保できれば賃貸契約を結ぶ家主や不動産事業者が増える可能性があるため、プログラムの策定に一定の責任を負うべき市場の活性化にも寄与する。	個人	厚生労働省 国土交通省	サービス付き高齢者向け住宅の入居の要件につきましては、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条にて、60歳以上の者または介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定を受けた60歳未満の者と規定しております。また、地域包括ケア法第1条の第1項に規定する認定市町村が、地域の実情に照らし、同法第1条の第4項に規定する生活活躍のまち形成事業計画において、同法第5条第4項第10号に規定する生活活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者となる要件を別に定める場合には、当該要件に該当する者も対象に加えられることとなるものと見込んでおります。また、ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置の付与又は買受を行う緊急通報体制整備事業については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業であり、地方公共団体により取り組まれております。なお、障害福祉分野においては、グループホームを含む障害福祉サービスについて各市町村が地域のニーズを把握し、障害福祉計画を策定してその計画的な整備を推進しています。	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成二十三年厚生労働省・国土交通省令第2号) 第三條	現行制度で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。
5	令和5年6月1日	令和5年7月12日	国民年金保険料の学生納付特例制度の新手続きについて	紙で更新手続きをしているが、それをオンライン申請に変更する。/>紙に印字を必要としたときは、紙申請とし、在籍校が更新手続きを必要とするときはオンライン申請にする。	大学を卒業して新たに学生証を提示しなければならないことは紙で更新する必要性は理解できる。しかし、同じ大学で、新たに学生証を提示する必要のないかわりきりで更新するのには、行政上がかかる負担は大きい。/>また、紙で申請する必要性を認めないとしても、紙の申請は、年金個人番号や住所、氏名、電話番号が記載されており、郵便職員が紛失したときに個人情報流出したときのリスクが大きい。/>申請をオンラインに戻した後の評価方法については、アンケート調査によって満足度によって判断すればいいと思う。	個人	厚生労働省	同じ学校に在学中である場合の2回目以降の申請については、卒業予定年まで改めての学生証の添付は不要としております。また、学生証付帯の申請については、令和4年5月11日より、マイナポータルからのオンライン申請を開始いたしました。/>オンライン申請においては、学生証を撮影した画像データを送付することで手続きが可能です。/>なお、マイナポータルでの申請者等に別しては、次年度の申請が必要となる時期にあわせ、マイナポータル上のお知らせ等に申請のお知らせをお送りしています。	国民年金法第90条の3、国民年金法施行規則第77条の4	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
10	令和5年6月19日	令和5年7月12日	2. 不動産仲介業務の解禁 2 信託業兼金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。	信託業兼金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。	○要望項目「2. ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託業兼金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただくこと。 ○2022年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託業兼金融機関が営む業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除外されたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連の制度と、同じ信託業兼金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行のみ不動産関連業務の取扱いが認められていることは不合理である。 ○2024年の法改正から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていないことを考えると、信託業兼金融機関に不動産業務を認めないまま、銀行間のイーコルアップリングの観点から規制の不公平が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	一般社団法人全国地方協会 金融庁	銀行は、一部の信託業兼金融機関を除き、不動産業務を行うことと禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参加については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するとの、直ちに措置することとは困難です。	
11	令和5年6月19日	令和5年7月12日	3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。	○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えは、次のようなケースである。 ・店舗の集約等により、専用に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改装等に際し、事業に必要とされるものより広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・ホテル、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健な構造を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建築に関して、密着化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（賃貸等を行うべきと認めない場合）であること、経営上の必要経費削減によること、賃貸契約の適正であること等を踏まえておく必要があるとされている。また、銀行は、公共の主体が賃貸を希望し、上記のようなニーズや課題に答えられないケースもある。 ○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや業情等を踏まえ公共的役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの賃貸の申込み、外部賃貸に際しての一部劣等な条件を認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に賃貸することを認めた上で、要請を得られるまでに長期期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、自ら所有し、退任した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による事業の発展、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法において、利益相反の弊害を生じさせない監査・監査義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減損の回避を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能なれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。	一般社団法人全国地方協会 金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件の上で行うことが可能となっております。また、平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2-2(4) 中心地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるように、引き続き検討を行います。	
12	令和5年6月19日	令和5年7月12日	4. 銀行持株会社に保有する不動産の賃貸の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの賃貸を認める。	○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 ○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースがあるとしても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲（その他の附属業務の範囲）と程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能なれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してあり、認可を得たうえで保有不動産の賃貸を実施することが許容される。余剰スペースに限定すれば（その他付随業務と同程度に限定）、賃貸先をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が確かならば考えられる。	一般社団法人全国地方協会 金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件の上で行うことが可能となっております。また、平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2-2(4) 中心地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるように、引き続き検討を行います。	
13	令和5年6月19日	令和5年7月12日	5. 継続的顧客管理に対する顧客の同意の簡便化	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の同意を義務化する。	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の同意を義務化する。	○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネー・ローンダリング対策に関する銀行法附則」（2024年3月30日改正）においては、継続的顧客管理について、2024年までの完全実施が図られている。 ○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査等の実施を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。 ○DTPやウェブページなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあるとされている。 ○法令上、銀行の調査に対する顧客の同意が義務づけられれば、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率的化に資すると考えられる。 ○「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策」は、特定取引がなされるまたはなされた機会を捉え、随時（取引確認を行うことにより、（中略）義務を顧客等に課することができる」と回答しているが、特定取引（注）がなされる機会に限定的である。「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、定期的な顧客情報の確認頻度の増加を促すこと等をめ、リスクに応じた継続的顧客管理を実施することとされており、当該機会における取引時確認だけでなく不十分なケースもある。 （注）200万円を超える大口現金取引等の取引、および取引確認管理を行う上で特別の注意を要する取引。 また、監督指針「金融庁」の趣旨として、本「特定事項」規定があった場合または特定事業者が提出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨およびこれの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことと可能と回答している。しかし、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に関するガイドラインにおいて、「マネー・ローンダリング対策」の観点から、当該顧客に対してどのような制限を行うことと必要かというところを、リスクに応じて、総合的に検討する」とされる中、顧客からの同意がないことのみをもって取引制限をするとは困難である。	一般社団法人全国地方協会 監督庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を法的に履行した上で、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずることとされています。 また、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関等に対し、「取引履歴や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえたうえで、調査の対応及び頻度を各金融機関の顧客管理の方針で決定し、実施することを含め、継続的顧客管理を実施すること」が必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客（取引等）については、取引の制限を行うことをめ、リスク遮断を図るとされています。また、金融機関等を通じて、各金融機関等に態勢の整備を要請しています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第11条。 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第6条、第7条。 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（II）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス・CDD）	銀行側対応可能	御提案の趣旨は、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られないことを法的に確保し、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化してほしい、という点にあると考えられます。これらの点については、特定取引がなされる機会を捉えて取引時確認を行う場合において、質問による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第5条に基づき、取引時確認に応じない顧客に対しては取引履歴を拒むことができるほか、その他の顧客に質問に関する場合でも、例えば、約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合に特定事業者が調査を求め、場合には当該顧客を特定事業者に届け出ることができることと併せての届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の同意を得られやすくなるかと考えられます。 また、継続的顧客管理における調査の目的は、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問（FAQ）にもありまして、「調査結果を踏まえて顧客リスク評価を見直すことにより、実効的なリスク低減措置を講ずること」にあり、顧客からの同意がという調査をもって顧客リスク評価を講ずることと可能と考えます。問4 Q1においては、「調査に応じていない場合や、届出物が提出に遅滞しない場合には、そうした事実や、取引履歴データ等も踏まえて、例えば、顧客リスク評価を高リスクとすることが考えられる」とし、顧客がいない顧客に対するリスク評価の考え方の一例を示しておりますので、ご参照ください。

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
14	令和5年6月1日	令和5年7月12日	6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	行政が法人の実質的支配者情報を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすること可能とする。	○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○銀行は、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、株式会社からの申請により、商業登記所が実質的支配者情報を提供し、その取得等に関する「実質的支配者リスト制度」が開始された。 ○しかし、本制度については、以下のような課題がある。 ・制度の利用が法人の義務ではなく任意である。 ・法的に実質的支配者に関する事項の提出が任意である。 ・対象となる実質的支配者の類型が当該法の議決権の25%を超えて保有するもの(犯罪による収益の移転防止に関する法律(刑罰法)第11条第2項第1号)に限定されている。 ・法が実質的支配者リストへの銀行等へ提出する制度であり、銀行が商業登記所から直接受け取ることができない。 ○行政が全法人の実質的支配者情報(出資、融資、取引等を通じて支配的影響力を有するもの等)犯罪による収益の移転防止に関する法律(刑罰法)第11条第2号に規定する類型)を含むを把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。 ○昨年度要望に対し、法務省・財務省・金融庁は「法人の実質的支配者情報の申出義務付けを法制度の導入等については、(年報)マネー・ロンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識している」と回答しており、早期に検討を進めていたと答えた。	一般社団法人 全国 地方銀行 協会 法務省 財務省 金融庁	法務省 財務省 金融庁	「マネー・ロンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者情報を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告や国際的な標準や国内向けの取組が定まっていること等、この要請を受け、外部関係者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。 この制度は、FATFの第4次対日相互監視報告書の公表を契機として、政府において令和3年9月に策定・公表した行動計画(「マネーロンダリング資金供与対策を強化する行動計画」)にも盛り込まれており、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(令和3年法律第187号)	その他	法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスト制度」が自発的に広がり、マネー・ロンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の周知・広報に努めます。 また、令和4年12月21日開催のデジタル臨時行政推進会議において公表された「デジタル行政を推進するための取組の進捗に係る取組」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和4年度中に設置される有識者からなる研究会(HIP公表)での法的論点の整理を含めた検討を通して、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの取得ができる方法と利用者の利便性向上させるもの」とされており、今後、研究会における議論も進められていく予定です。 なお、法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえ、マネー・ロンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識しております。
15	令和5年6月1日	令和5年7月12日	8. 公的個人認証サービスの追加	公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される情報(基本4情報<氏名、生年月日、性別、住所>)に氏名読み仮名を追加する。	○2016年1月より、行政機関等に限られていた公的個人認証サービス(注)の対象が民間事業者へ拡大され、銀行も同サービスを活用することで、初回取引(口座開設等)の際に、申込者の実在性、および基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を正確・確実に把握することが可能となった。 注)マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を活用した本人確認手段。顧客は、ICカードリーダーやスマートフォンに電子証明書の有効性と地方公共団体システム連携を確立することで、本人確認を行う。 ○また、「デジタル社会の形成を促進するための関係法律の整備に関する法律」(2021年5月14日第194号)により、公的個人認証サービスの拡大が認められ、本人同意に基づき、事業者が顧客の基本4情報を取得することが可能となる予定であり、これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等をすると、銀行は効率的に基本4情報の最新性を認めることが可能となる。 ○現状、法制審議会では、氏名の読み仮名を戸籍の記載事項とすることについて検討が進められている。これが実現した際、公的個人認証サービスで取得可能な情報として、氏名の読み仮名が追加されれば、銀行の顧客情報データベースの精度が向上する。	一般社団法人 全国 地方銀行 協会	総務省 デジタル庁	本人同意に基づき最新の住所情報等の提供においては、氏名、生年月日、性別及び住所提供しており、氏名の振り仮名は提供されていません。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証サービスに関する法律(平成18年法律第18条第3項)	対応	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第40号)第4条の規定により、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日より、署名用電子証明書等の記載事項として氏名の振り仮名を追加され、本人の同意に基づき最新の住所情報等の提供においても、氏名の振り仮名が提供されることとなります。
16	令和5年6月1日	令和5年7月12日	11. 銀行の保険窓口に係る非公開情報保護の廃止または緩和	銀行の保険窓口に係る非公開情報(融資先販売先制、担当者分層規制、タイムング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止または緩和する。	○現状、銀行窓口に係る非公開情報は、非公開情報保護措置により、融資サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを断絶されるおそれがある。顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者や役員は、一方の場合に発生する生命保険や、火災、賠償責任等に加入する損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補完する法人向けの保険について、融資先に対するコンプライアンスの一環として販売してほしいとの声がかかっている。しかし、こうしたニーズに応えることが、非公開情報保護措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「非公開情報保護措置の廃止については、必要が生じた場合に行うこととしている」と回答している。保険窓口に係る非公開情報保護措置の廃止については、非公開情報保護措置の廃止が前提となっている。 ・銀行は、顧客本位の業務運営体制(フェューチャー・チューナー)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客に合わせたサービス提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ・銀行の保険窓口は、顧客の保険購入を目的とすることが明白である場合や、ウェブページ・スマートフォンアプリ等による完全非対面での契約が完了する保険等では、非公開情報は生じ得ないと考える。 ○直ちに非公開情報保護措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 ① 損害保険と融資先販売先制の除外による生命保険の除外 最近、東海など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、被災に備える損害保険を提案してほしいという要望が増えている。 2019年7月1日、中小企業・小規模事業者の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強弱化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時に事業活動を継続できること、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。 ② 融資先(従業員個人以下)の従業員を融資先販売先制の対象外とする 役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保険の充実等を図るための提案を阻害している。 ③ 特別地域金融機関(注)は、1契約あたり約100万円の返済額(小口規制)があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損なっている。1契約あたり約100万円の返済額(小口規制)を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損なっている。1契約あたり約100万円の返済額(小口規制)を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損なっている。 (注)特別地域金融機関の場合、融資先販売先制の対象となる法人の従業員数が20人以下(特別地域金融機関でない場合50人以下)に緩和され、非公開情報保護措置の対象となる法人の従業員数が100人以下に緩和される。 ④ 非公開情報保護措置の長期化による非公開情報保護措置は、銀行が関係業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行のみならず(例えば証券会社等は対象外)、合理性がない、直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリスト作成等)を本規制の対象外とすべき。	一般社団法人 全国 地方銀行 協会 金融庁	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から、以下の非公開情報保護措置が除外されています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売先制 ・タイムング規制 ・担当者分層規制 ・預金などの誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から行っているものです。 非公開情報保護措置については、モニタリング結果や関係者からのフィードバックを踏まえ、平成23年7月7日付「関係内閣府令等を改正し、 ・融資先販売先制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金などの誤認防止措置について、有効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったこととあり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き要請に努め、今後の非公開情報保護措置の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
17	令和5年6月1日	令和5年7月12日	12. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役員の実績、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。	○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員に対しては、当該役員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明ができないことになっている。本規制は顧客の利便性を著しく損なっている。 ○銀行から役員が出向している法人や、役員が兼業している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役員数が数百名超の大手企業など非公開情報保護措置の対象とならず、顧客の利便性が著しく損なわれている。併し、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに伴う一時的な増加は避けられない。また、出向先が全役員のみに対して生命保険募集はできない。 ○また、生命保険募集人と人的関係(役員の実績、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については、合理性がない、直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリスト作成等)を本規制の対象外とすべき。 ○保険募集に関する非公開情報保護措置は、重点立法の禁止規定が存在しているが、要請項目11. 銀行の保険窓口に係る非公開情報保護措置の廃止または緩和と述べた取組を促進する効果は大きい。本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の非公開情報保護措置を適用し得ない先について、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国 地方銀行 協会 金融庁	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への非公開情報保護措置は一部の保険商品を除外して実施されています。	保険業法第300条第1項第1号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第23号 保険会社向け総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に留意して行われている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
18	令和5年6月19日	令和5年7月12日	13. 保険募集先における影響遮断および保険募集先の特約に係る口頭説明の許可	保険募集における影響遮断および保険募集先の特約について、口頭で説明したうえで事後的に書面交付を行うことが可能とする。	○銀行は顧客に対し、①保険契約の締結の代理・媒介に係る取引が銀行の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、および②保険募集制限先等に該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとされている。 ○顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明する必要があり、迅速な対応ができない状況にある。 — 書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がPCを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送のやりとりが必要になる。 ○保険募集の非公開情報保護措置（注）では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 （注）銀行が、事前に顧客その他の適切な方法により顧客の同意を得ると、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先の特約についても口頭説明・事後の書面交付が認められるべきである。口頭で説明したうえで事後的に書面交付を行うことと同等と見なされる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものとする。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年6月7日付で関係内閣府令等改正し、 — 非公開情報保護措置 — 贈答先発規制 — タイミング規制 — 担当要員発規制 — 事後の事後防止措置 銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。 ○非公開情報保護措置 — 贈答先発規制 — タイミング規制 — 担当要員発規制 — 事後の事後防止措置 ①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、あらかじめ書面、口頭説明のうえ書面の交付による提供により行うことを求めるものがあることから、口頭説明のうえ書面の交付による提供もこれについて慎重に検討を行う必要がある。 なお、非公開情報保護措置は、上記①②の規制と適用場面が異なることから、同様に取次ぐことはできません。	検討を予定		
19	令和5年6月19日	令和5年7月12日	14. 縦断的の情報規制の強化	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を厳格化する。	○銀行グループ内の銀行・証券会社との間で顧客情報を共有するには、あらかじめ顧客の同意を得る必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、縦断的の情報共有については、事前の同意を必要とする上は、適制規制と考える。 ○②③は、情報共有自体が不適切な利用を防止するため、別途、銀行法（利益相反管理体制の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の禁止）、金融商品取引法（優越的地位を不当に利用した金融商品取引の禁止、顧客の利益が不当に害されることがないような情報管理体制整備）による防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために当用によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社間での情報授受規制が厳格化されれば、銀行グループによる総合的な金融サービスを迅速かつ適切なタイミングで提供できる。顧客の潜在的な投資ニーズの喚起や投資促進にもつながるため、政府が掲げる「資産所得倍増」にも資するものと考えられる。 ○金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の中間整理（2022年6月22日公表）において、中堅・中小企業や個人顧客に関する規制の取扱いについては引き続き検討していく課題である、とされており、今後も前向きな検討を期待する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オフ・アウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受する場合は、内部管理目的の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引法等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第4号	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡便化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等施行し、上場企業等を対象とした新たなオフ・アウト制度の導入等を行いました。 中堅・中小企業や個人顧客の情報授受規制については、同ワーキング・グループ第二次中間整理（令和4年12月21日公表）における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保の活用を適切に確認しながら、外資のモニタリング禁止措置や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱いに関するフェア・アワードル規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上にどのようにつながるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる」との整理を踏まえ、今後引き続き同ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。
20	令和5年6月19日	令和5年7月12日	15. 確定拠出年金運用管理機関による商品提供の制限	確定拠出年金の加入者等の安定的な資産形成を促進し、加入者等からの求めに応じて、確定拠出年金運用管理機関が個別の運用商品に係るアドバイスをを行うことを可能とする。	○確定拠出年金運用管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、中立的な立場で運用管理業務を行う必要があるとされており、加入者等に対して、運用商品の提示や情報提供は行えるものの、個別の運用商品の提示は禁止されている。 ○現状、確定拠出年金運用管理機関である銀行について、運用商品の提示や情報提供を行った際、加入者等から、具体的に商品で運用するかどうかについて相談に応じてほしいとの声が寄せられている。しかし、本規制により、こうした相談に応じることができない状況にある。 ○確定拠出年金運用管理機関が加入者等の適性等を踏まえ、ふさわしい運用商品についてアドバイスをを行うことが可能となれば、運用相談に応じてほしいという加入者等のニーズに応えられるほか、当該加入者等の安定的な資産形成を図ることにもつながる。 ○加入者等からの求めがある場合に限り、個別の運用商品に係るアドバイスをを行うことが可能となれば、加入者等の利益のみを考慮して中立的な立場で業務を行うという確定拠出年金運用管理機関の位置づけに反しないと考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省 金融庁	運用管理機関は、確定拠出年金法第100条第6号において、金融商品取引業者その他確定拠出年金運用管理業務以外の事業を営む者として行うことを明示し行う場合を除き、特定商品の推奨を行うことは禁止されています。	確定拠出年金法第100条第6号、第7号 確定拠出年金運用管理機関に関する命令第10条第2号	対応不可	現行法制の下でも、客観的なデータや一般的なポートフォリオを論拠に基づき提示される資産配分データ等を提示することのほか、それぞれ商品区分ごとのような運用商品があるかを提示（複数ある場合は複数）することは投資段階ではありません。 また、確定拠出年金運用管理機関（いわゆる資産運用機関に限らず）が、個別の運用商品に係るアドバイスを可能とするについては、例えば個別の投資相談手続の商品推薦に限定するといった観点から本位でない商品提案がなされる可能性があると、慎重に検討する必要があります。
21	令和5年6月19日	令和5年7月12日	16. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の記録保存義務の撤廃	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存（7年）を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニは不要となっている。 ○税金の収納業務等で金融機関扱いがない場合、顧客に取引記録の作成に協力いただく負担が強いという、同じサービスであるにもかかわらず、コンビニ対応があることは顧客の理解を得られない影響を招いている。 ○税金・公金・公共料金の支払いが口座資金供与やマネー・ローディングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○地方銀行については、関係機関における事務負担の軽減および納税者の利便性向上のため、2023年度から納付書に地方銀行QRコードが付けられる予定である。取引記録の保存義務が撤廃されれば、さらなる事務負担の軽減に資する。 ○例年、警察庁および金融庁より「国または地方公共団体に対する商品の納付または納入であっても、当該商品が犯罪による収益であるそれが金銭でないという旨の届出があるが、コンビニによる取引には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による取引には取引記録の保存を必要とする理由を明確に示していない」といっている。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）対応の概要欄において「法」といいます。第4条の特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第6条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府令第1号）第2条、第22条及び第24条	対応不可	国又は地方公共団体に対する商品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払い（以下「公金納付等」といいます。）であっても、これらの取引履歴が犯罪による収益であるそれが金銭でないといいますが、その公金納付等とマネー・ローディングに係る取引に関する事後の現金トレーサを可能とする必要があります。 また、公金納付等については、誤らしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成も必要とされます。 FATF勧告（マネー・ローディング及びテロ資金対策のための国際基準）においても、金融機関は、権限のある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応じることが求められるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められていることです。 したがって、公金納付等における取引記録の保存を不要とすることは困難であると考えられます。 なお、コンビニエンスストアにおける収納代行業務については、現時点で、法上の規制は行われていないところですが、マネー・ローディング対策上の問題が生じることのないよう、その実効性確保等に努めることが重要であると改めて考えております。

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
22	令和5年6月1日	令和5年7月12日	17. 「簡素な顧客管理を行うことが許容される大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い	○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれ極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと想定されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれ極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 ○専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。また、高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考えられる。したがって、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られない。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客などの課程を確認していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認が必要が生じると、取引での対応負担が生じている。 b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学の学校法人の入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園取組での支払いには対象となっていないことは顧客の理解を得られない。 幼稚園の設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。	一般社団法人 金融庁 地方銀行協会	警察庁 文部科学省	金融機関等の特定事業者は、顧客との間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けていますが、学校教育法第1条に規定する小中学校に対する入学金、授業料その他これらに関するもの支払に係る取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は必要とされておりません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成20年政令第20号)第4条、第6条及び第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条	対応不可	a) 専修学校のうち専門課程及び高等課程については、高等学校及び大学と同様、法令上、入学資格が定められており、在籍の実効性が担保されていることから、簡素な顧客管理が認められておりません。一方、専修学校の一般課程については、入学資格の定めがなく、他の課程と比較して生徒の実効性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 なお、入学金等の振込依頼書には、専修学校の課程を明記するよう、専修学校に周知しているところです。 b) 幼稚園については、法令上、年齢以外に特段の入園資格が定められておらず、専修学校の有資格者教育学校の卒業生や入学者格と同等の学業と並びて幼児の実効性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難です。	
23	令和5年6月1日	令和5年7月12日	18. 個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務における活用	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	○2021年5月19日、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」が公布(ともに3年以内施行)された。銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを強化していくことになる。 ○しかし、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。銀行の業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特定が容易になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な対応が可能となる。 ○なお、政府において①引越しワンストップサービス(注1)、②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み(注2)、③金融機関が預金保護機能から顧客情報の提供を受ける仕組み(注3)について検討が進められている。こうした取り組みをさらに進めることにより、地方自治体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動顧客情報(住所・氏名等)を変更できるようになっていた。これにより、顧客が引越のある銀行に住所変更手続きを行う必要がなくなる。顧客利便性が大幅に向上する。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態で保たれることで、マネー・ローンダリングおよび不正資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化、効果向上につながる。 注1)引越の際に必要な行政機関や民間事業者に対する住所変更手続きを「引越しポータルサイト」(民間事業者が提供)で一括して行うことを可能とするサービス。政府において、サービスの検証および対象手続きの拡充等の検討が進められている。 注2)「デジタル社会の形成を図るための関係法の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)において盛り込まれた(2年以内施行)。 注3)「預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」(2021年5月19日公布)において盛り込まれた(3年以内施行)。	一般社団法人 金融庁 地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 総務省	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関して行われる事務において、必要な限度で利用可能とされている。そのため、銀行の法令上、金融機関は、預金保護機能から預金者等の個人情報(住所等の)の取扱いに行政手続の求めへの回答や、投資者が行う投資判断の預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができます。 ①引越しワンストップサービス 「デジタル・ガバメント実行計画」(2020年12月25日閣議決定)に基づき、デジタル庁において、引越しに伴う電気・ガス・水道・金融機関等の長距離手続及び自治体への転入等の行政手続を、まとめて一つのポータルサイトからオンラインで行える「引越しワンストップサービス(OSS)」の推進に取り組んでいます。 民間手続については、2021年度は、ポータル・プラットフォーム事業者等の公募を行い民間の引越し手続における「マイナンバーカード(個人公的個人認証)の活用、②マイポータルとの連携等について、意見交換等を行っている所です。 ②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み 令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法の整備に関する法律」において「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正され、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主要大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名検証等は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができることとされました。 ③金融機関が預金保護機能から顧客情報の提供を受ける仕組み 「マイナンバー制度及び国土と地方のデジタル基盤推進本部ワーキンググループ」での検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」の第4条の規定により、金融機関は、預金保護機能に対し、預貯金者の本人特定事項(氏名、住所及び生年月日)及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができることとされました。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 デジタル社会の形成を図るための関係法の整備に関する法律第48条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律第9条	対応	引越しワンストップサービスについては、引き続き、関係省庁や自治体、民間事業者等と連携しつつ、推進して参ります。 最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、令和5年5月よりサービスを開始しております。 また、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」については、法律の公布日から3年以内に行うことになっており、令和6年度中の運用開始に向け、準備を進めております。	
24	令和5年6月1日	令和5年7月12日	19. 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。	○現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならないケースがある。例えば、銀行の場合、以下のうち少なくとも2つ以上の報告がある。 ・確定拠出年金運営管理機関は、役員の変更に関する報告・届出を行う必要がある場合、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これについて内閣府に届出を行っており、確定拠出年金運営管理機関となっている銀行は、重複した行政手続を行っている。(No.33参照) ・認定経産革新等支援機関は、事務所の所在地が役員の変更がある場合、経済産業大臣および内閣府に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣府に届出を行っており、認定経産革新等支援機関となっている銀行は、重複して内閣府に届出を行っている。(No.33参照) ○民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築すれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。 ○昨年度要望に対し、デジタル庁・金融庁・経済産業省・厚生労働省は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 金融庁 地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 経済産業省 厚生労働省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)では、法人系のベース・レジストリにおいて、登記等の基本情報を共有することによる変更手続省略等、申請者や審査者の負担軽減に向けた制度・システム等の検討を進めることとしている。また、法人・個人事業主向け共通認証システムであるBizIDについて、連携行政サービスの拡充を進めるとともに、商業登記電子明書や民間サービスとの連携について、整理・検討を進めることとしております。	なし	検討予定	制度の現状で記述しとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向け、引き続き取り組んでまいります。	
25	令和5年6月1日	令和5年7月12日	20. 裁判所による預金債権に係る情報取得手続のデジタル化の実現	裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答は書面により提供可能とおおよそ金融機関からの回答を電子化する。	○2020年4月の民事執行法改正において、強制執行の実効性を高めるため、債権者が債務者の財産に関する情報を、債務者以外の第三者から取得できる手続が新設された。 ○本年検討において、裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答は書面により提供可能とおおよそ金融機関からの回答を電子化する。 ○これが電子化されれば、ペーパーレス化による債権者・裁判所・金融機関の負担軽減、回答の迅速化は銀行にとって大きなメリットとなる。 ○本年5月5日、法制審議会の前会において、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化)の促進」に関する中間試案」が取りまとめられ、今後、民事執行等に関する手続のIT化に向けた具体的な検討が進められるものと理解している。この検討の中で、本要望の実現に向けた検討も進めていただきたい。	一般社団法人 金融庁 地方銀行協会	法務省	御指摘のとおり、債務者の預金債権等に係る提供命令および債権者からの情報の提供は、書面で行われていないものとして取り扱っています。	民事執行法第207条、第208条	対応	令和5年6月6日に「民事関係手続等における情報連携技術の活用等の促進を図るための関係法の整備に関する法律」(令和5年法律第5号)が成立し、民事執行法が改正されました。この改正によって、裁判所から金融機関(銀行等及び振替機関)に対する債務者の預金債権等に係る情報の提供の命令及び金融機関から裁判所に対するその情報の提供は、インターネットを使用して行うことができることとされ、電子化されました(改正後の民事執行法第19条の2、第20条、民事訴訟法第109条の2、第109条の3)。	

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等		対応の分類
30	令和5年6月19日	令和5年9月13日	25. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方自治体の長が担保提供を不要とする場合は、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方自治体の長が担保提供を不要とする場合は、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	○地方自治体等において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関(以下、指定金等)には担保提供義務が課されている。 ○収納・支払にかかる地方公金は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考える。 ○総務省による公営企業会計適用の推進(注)を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行に当たり、銀行に対して地方自治体から出納(収納)取扱金融機関の引受要請があり、仮に担保提供を求めれば、地方自治体および銀行の負担となっている。 ○注)2015年1月21日付で都道府県および人口3万人以上の市町村に対し、2015年度から2019年度までに下水道事業および簡易水道事業(以下、重点事業)について公営企業会計に移行することを要請。 ○2019年1月25日付で人口3万人未満の市町村に対し、重点事業について速くとも2023年までに公営企業会計に移行することを要請。 ○銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低額金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのでも、指定金融機関を経済することを検討しざるを得ない銀行も出てくる可能性がある。 ○昨年要望に対し、総務省は「今後、先取り型に係る銀行間手数料の負担1等の指定金融機関の経費負担に関する情報の変化等を十分に踏まえて適切に対応していく」と回答しており、本要望も含めて対応を進めていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	1) 地方自治体法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めることにより、担保を提供しなければならないこととされている。 2) 地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされている。	1) 地方自治体法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の2第3項 2) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3第2項	1) 対応不可 2) 検討予定	1) 指定金融機関の担保提供義務については、公営管理の安全性を確保に担保する観点から、必要と考えています。 新設債権の取り扱いが公共団体の有する決済用預金については預金保険制度により全額保護の対象ではありますが、当該担保は地方公共団体に債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償など保護の対象外の損害に充当することができ、地方公共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害の保全が可能だとしても、仮に指定金融機関が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があることにより債権者に損害を充当することが可能となるものです。 なお、担保提供義務のない指定金融機関、収納取扱金融機関が破綻した場合においては、指定金融機関が責任を負うこととなります。 2) 一方、地方公営企業に係る金融機関については、複数の金融機関を指定することができるとされ、それ以外の金融機関が個別に責任を負うこととなります。 現行制度においては、これら全ての金融機関に対して担保提供義務を課しているところ、収納取扱金融機関の担保提供規定については、担保提供の実態や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性等を踏まえて、地方公共団体の意見を伺いながら、その必要性を検討してまいります。
31	令和5年6月19日	令和5年7月12日	26. 選挙供託制度の見直し	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日である場合、供託金の納付完了が銀行の営業日となることを認める。	○公職選挙法に基づき選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 ― 立候補届の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出日(公示日・告示日)および補充立候補締切日が休日にある場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○休日にある場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の営業日であることを認める(届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されない場合、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする)扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 ○2019年度要望に対する総務省の回答は、「立候補届に当たっては、供託したことを証明する書面の添付が必要とされている。(中略)立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取り扱うことができる。」 ○供託金は立候補が可能である。また、立候補希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出当日に代理店に立候補希望者が来店するケースは稀であり、営業日扱いを認めても影響は軽微と考えられる。 ○行政のデジタル化を進める中で、将来的には、電子納付への一本化(代理店の供託事務の廃止)も検討していただきたい。 ○なお、2020年度要望および2021年度要望とも回答が示されておらず、早期に回答を示すとともに、実現に向けて検討していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うこととされており、その際、供託をしたことを証明する書面を添付することが必要とされています。	公職選挙法第86条の3、第86条の4、第89条 公職選挙法施行令第88条の3、第88条の5、第89条	対応不可	公職選挙法では、真に選挙を争う意思のない候補者の立立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされています。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日のみであり、立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取り扱うことができること、選挙への対応は困難と考えます。 なお、供託者が遠方の日本銀行本店・代理店に赴訪する負担を軽減するほか、現金取引に係る手続きコストを削減するため、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進する必要があると考えており、立候補予定者説明会の機会において、立候補予定者に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から各選挙管理委員会に対して要請しているところであります。
32	令和5年6月19日	令和5年7月12日	28. 業務報告書等の簡素化	銀行法に基づき提出している業務報告書等を簡素化する。	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書等)を金融庁へ提出している。 ○業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複している。銀行等による必要最小限のものがあればファイナンスも影響は軽微と考えられる。 ○昨年年度要望に対し、金融庁は「金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を認める余地がないか慎重に検討を行って」と回答しており、例えば、以下の簡素化について早期に検討していただきたい。 a) 業務報告書と重複している銀行は、業務報告書の提出を不要とする b) 業務報告書の項目を削減する 「第1事業年度」を削除する(事業報告や有価証券報告書等で縦向き代替可能であるため)、決算状況と重複する事項(自己資本比率の状況等)を削除するなど、項目を削減する。 c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付書類が多い、添付書類の参照箇所を明確に記載する必要があるなど、事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするともに、参照する書類の名称(事業報告、有価証券報告書等)を記載するのみでよいこと(参照箇所の記載を不要)を明確化する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣府大臣に提出しなければならないこととされています。	銀行法第19条	検討予定	業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出を不要とすることや項目を削減することは困難です。一方で、金融機関における事務負担軽減の観点から削減を認める余地がない償還に検討を行ってまいります。
33	令和5年6月19日	令和5年7月12日	29. 銀行および銀行持株会社の取締役の承認認可の廃止	銀行および銀行持株会社の業務に従事する取締役が、グループ内の会社の業務に従事する場合の認可を不要とする。	○銀行および銀行持株会社の業務に従事する取締役は、内閣府大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の業務に従事してはならないとされている。 ○他の一般の会社の業務に従事する場合について、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げにならないよう認可としていることは理解できるが、グループ内の会社の業務に従事することは、グループの経営管理の強化や意思決定の効率化に資するものであり、こうした問題が発生するとは考えられない。 ○昨年年度要望に対し、金融庁より「利益相反の観点から、措置は困難」との回答が示されたが、別途、銀行法において利益相反管理態勢の整備が求められていることを踏まえれば、認可制は過剰な規制であると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の業務に従事する取締役は、内閣府大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の業務に従事してはならないとされています。	銀行法第7条、第92条の19	対応不可	銀行の取締役の業務については、本事業による効率性の発揮や利益相反防止等の観点から制約がかけられているものですが、当該業務の業務がグループ内であってもその趣旨は当てはまるものであるため、こうした観点を含め、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げない有償を確認するプロセスは引き続き必要であり、措置は困難です。 また、銀行持株会社の取締役の業務についても、法令上、認可を受けることが前提とされていますが、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げない有償を確認するプロセスが不要とはなりません。措置は困難です。
34	令和5年6月19日	令和5年7月12日	30. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。	○銀行および銀行持株会社は、役員等(代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役)を選任しようとする場合、または役員等が選任しようとする場合、内閣府大臣に届出しなければならない。 ○役員等の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで適宜に開示していることに加え、役員等の一貫は有価証券報告書等で記載することである。また、事前の届出が必要という点については、株主利益の招集通知(候補者の氏名、選任理由等を記載)を銀行に送付することで、代替可能であると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、役員等(代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役)を選任しようとする場合、又は役員等が選任しようとする場合は、内閣府大臣に届出なければならないこととされています。	銀行法第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第35条第1項第3号、第3項第3号	対応不可	銀行及び銀行持株会社の役員等については、その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難です。

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
35	令和5年6月19日	令和5年7月12日	31. 銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の記載事項を簡素化する。	銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の記載事項を簡素化する。	○営業所の位置を変更する場合、銀行は内閣総理大臣に対して、事前にその旨を届け出なければならない。 ○当該届出書には、「営業所の所在地」、「理由」、「新営業所の概要」等を記載した書類を添付しなければならない。当該添付書類の記載項目が多く、かつ、調査に時間を要する項目もあり、多大な事務負担となっている。 ○「新営業所の概要」(土地の取得、建物の延床積、営業室の設備等)、「関係費用」(土地取得費、建物建築費等)、「関係実績・予想」(現金・貸出・増益・人員の稼働と予想)の作成負担が重く、記載事項の簡素化(削減)を検討していただきたい。 ○店舗内備付方式の場合は、既に届出を行っている支店内への移転となるため、上記に加え、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」の記載および変更後の営業所の場所を示した地図(営業所の範囲の添付も不要としていただきたい)。	一般社団法人全国銀行協会	金融庁	銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、種類の更変更又は廃止しようとするときは、内閣令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならないとされている。	銀行法第8条第1項 銀行法施行規則第9条第1項、第5項 中小企業金融機構助成法の総合的な監督指針Ⅲ-4-1、別紙様式4-2、4-2-2	検討を予定	銀行法に基づく支店の位置変更届出については、銀行業務の高い公共性に鑑みてもうでいかを確保することとしています。これは、登録を受理した確定拠出年金運営管理機関の観点から開業七等を含む必要のないか検討を行います。
36	令和5年6月19日	令和5年7月12日	32. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は「役員の実職状況」および「役員の実職番号」の届出を廃止する。	○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があるが、この申請書には、役員の実職状況と記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○銀行上、銀行の取締役が他の会社の常務に就任する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録を拒否する場合は、「役員の実職状況」の記載を不要としても問題ないと考えられる。 ○そのため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は、「役員の実職状況」の記載を不要としても問題ないと考えられる。 ○また、登録申請書に添付する役員の実職番号の記載が必要になっている。確定拠出年金運営管理機関にふさわしい者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の実職番号の届出を廃止し、電話番号を不要とする。	一般社団法人全国銀行協会	厚生労働省 金融庁	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の実職番号及び当該銀行の役員の実職状況等を記載する必要がある。 また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第9条第8号、第10条第1項、第104条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条	その他	確定拠出年金運営管理機関の役員の実職状況については、年金関連業務を行う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第9条第5項第5号に該当するものでいかを確保することとしています。これは、登録を受理した確定拠出年金運営管理機関の登録を受けた者で当該取組の日の日から5年を経過しないものが役員にいない法人からの登録を拒否するものであり、銀行法に基づく確認とはその内容が異なることから、登録申請書に添付する役員の実職番号の記載事項とされている役員の実職番号については、廃止する予定です。
37	令和5年6月19日	令和5年7月12日	33. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	中小企業経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に係る(a)事務所の所在地、(b)役員、(c)経理責任者、(d)経理責任者を補佐する者に変更があった場合の届出を廃止する。	○銀行が中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受ける場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更がある場合、変更の届出を行わなければならない。 ○次の項目については、以下の理由から申請書の記載事項を廃止しても問題ないと考えられる。 a) 事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認が可能である。 b) 役員 銀行は、役員の実職・選任について、適時開示やニュースリリース等で速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で開示することができるため、本年届出は不要とする。 c) 経理責任者、経理責任者を補佐する者 銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行っている。このように、銀行全体として経営革新等支援業務に取り組んでいることを踏まえ、役員を把握できれば、経理責任者等の届出は不要とする。 ○本年届出の廃止、または、「No.19 報告」届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築により、重複した届出等を削減していただきたい。	一般社団法人全国銀行協会	デジタル庁 経済産業省 金融庁	以下のように、現状、「事務所の所在地」「役員」「経理責任者、経理責任者を補佐する者」に関する事項の変更が生じた場合には、毎年度、届出を行う必要があります。 また、経営革新等支援機関の認定を受けようとする者は、「事務所の所在地」「役員」「経理責任者、経理責任者を補佐する者」について申請書に記載して提出する必要があるほか、この認定を受けた以降にこれらの事項について変更が生じた場合は、届出を行う義務があります。このため、銀行が、経営革新等支援機関の認定を受ける場合には、当該申請書を提出する必要がありますが、この認定を受けた以降にこれらの事項に変更が生じた場合には、変更の届出を行う必要はありません。	銀行法第53条第1項第8号、銀行法施行規則第5条第1項、中小企業等経営強化法第31条第1項、第3項及び第4項、中小企業等経営強化法第31条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第2条及び第3条	検討に着手	現在、デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請・届出の統合＝ワンストップ（再提出不要）を実現するために必要な制度・システムの整備の取組を進めています。 【デジタル庁特許行政委員会】 https://www.digital.go.jp/council/administrative-research/ (第7回)資料「アナログ規制の一向けに向けた取組の進捗とデジタル庁議会の今後の検討議題」(p1.12) 【デジタル庁特許行政委員会事務局】 https://www.digital.go.jp/council/administrative-research/pdf/ (第18回)資料「法人ニュースリリース」と制度の連携について 【第18回】資料「法人ニュースリリース」と制度の連携について 【第20回】資料「法人ニュースリリース」と制度の連携について 【第21回】資料「ニュースリリース」と制度の連携について 具体的には、現状は、法人の事務所や所在地、役員が変更された際、個別制度間、当該法人から変更届出を求めると、制度間で連携する観点から取組の進捗を踏まえ、重複する事項については、届出を併合する等の対応を講じていく予定です。 また、経理責任者、経理責任者を補佐する者に関する指針については、認定経営革新等支援機関の届出申請を踏まえ、経理責任者、経理責任者を補佐する者として、資料の届出と一致した上で、当該法人の申請として、自ら監査責任の下に、下部組織を活用しながら変更届出を提出する必要があると判断しているため、経理責任者や経理責任者を補佐する者に関する届出を廃止することには賛同できず、引き続き、関係省庁と連携して対応してまいります。
38	令和5年6月19日	令和5年7月12日	34. 役員名簿の任意提出の停止	金融庁および日本銀行にそれぞれ1回行っている役員名簿の任意提出を停止する。	○銀行は、年1回、金融庁および日本銀行に対し、任意で届出を依頼されているものもあるものの、役員名簿をそれぞれに提出している。 ○金融庁と日本銀行の様式は統合されたが、記載項目が多く、多大な事務負担となっている。そもそも、役員選任・選任については、適時開示やニュースリリース等で速やかに開示しているほか、役員に係る情報は有価証券報告書や決算状況等で確認することができるため、停止して問題ないと考えられる。	一般社団法人全国銀行協会	金融庁	銀行は、毎年1度、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの様式で役員名簿を作成・提出しています。規制報告一元化の取組みにより、2022年6月末以降は、金融庁および日本銀行の様式が統一される予定です。	銀行法第7条の2	対応不可	役員名簿は、役員の実職に併せて届出とともに、銀行法第7条の2において規定されている役員の実職性を監督する手段であることから、銀行による開示の有無にかかわらず提出を受ける必要があり、廃止は困難です。
39	令和5年6月19日	令和5年7月12日	35. 包括借入購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調査」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載することにより、作成・提出を不要とする。	包括借入購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調査」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載することにより、作成・提出を不要とする。	○クレジットカードを発行する銀行は包括借入購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調査」および事業報告書(各事業年度毎に経済産業局へ提出しなければならない)。 ○本調査の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○また、調査を提出する際は、計算書類や有価証券報告書も添付している。これらの資料で代替できない科目(包括借入購入あっせん業者の「貸借対照表」等)のみ、事業報告書に別途記載することにより、調査の作成・提出を不要とする。	一般社団法人全国銀行協会	経済産業省	登録包括借入購入あっせん業者は、事業年度終了日現在において所定の様式により作成した財産に関する調査、その事業年度の貸借対照表等及び事業報告書、各事業年度終了後遅滞なく主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならないとされています。	割賦販売法施行規則第136条	対応不可	財産に関する調査は、借入購入あっせん業者としての事業規模や財務の健全性等を確認することを目的として、様式として業科科目を定めているものであり、主たる業科の業種にかかわらず提出を求めているものです。借入購入あっせん業種に即した様式に基づき、登録事業及び事業全体の監督を行っております。ご提案の、計算書類や有価証券報告書の提出に代わり、これらの資料に代用しない責任を個別に事業報告書に記載する方は、借入購入あっせん業者として、の財産に関する調査を必要とする必要が確認できず、代替手段とするには困難と判断されます。

規制改革・行政改革ホワイト紙検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
70	令和5年9月22日	令和5年10月18日	石油コンビナート等災害防止法 自衛消防組織の設置免除	石油コンビナート等災害防止法に基づき、自衛消防組織を設置している事業所に対して、消防法第8条の2に基づき自衛消防組織(防火対象物)の設置の免除を希望する。 なお、消防法第14条の4に基づく自衛消防組織(危険物は石炭法第43条にて設置を免除されている。	「講習・不具合の内容」 防災上の特定事業所においては自衛消防組織を編成している。一方、事業所内の防火対象物の総面積が法定値を超える場合、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織(防火対象物)の設置も必要となり、同様な組織を2つ編制することにより各種講習や届出を二重に実施している状況である。 「要望に対する保安担保・向上の根拠」 自衛消防組織も自衛消防組織で異名(名称)が違うだけで、編制自体は同じなので、石油タンクや大規模な危険物施設を対象としている石炭法の自衛消防組織を設置しており、自衛消防組織を免除しても保安上問題ない。 消防法の自衛消防組織は一般地区の大規模防火対象物(高層ビル・マンションやホテル等の大規模商業施設)を前提としており、密した防火対象物内には不特定多数の人の避難や救護を主目的としている。一方石炭法上の特定事業所においては(事業家間によるメイト)。 ・防火体制上は同一の機能を有する自衛消防組織と自衛消防組織が一化されることにより、組織を2重規制する必要が解消される。 ・各種講習や届出を二重に行わず済むが有利である。	石油化学工業協会	総務省	石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛消防組織は、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所において、災害の発生は又は拡大を防止するために必要に自衛消防業務を行うために設置を義務付けているものである。また、当該自衛消防組織には、石油等の貯蔵等に起因した化学的災害等の防災資材等を備え付ける必要がある。配備する防災資材等に応じた必要数の防災員を配置する必要がある。当該防災員については、講習を受講する等の資格要件はなく、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる者をもって充てることとしている。 なお、消防法第14条の4に基づき、危険物を大量に取り扱う一定の大規模な事業所に自衛消防組織の設置が必要となりますが、石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛消防組織を設置しているものについては、自衛消防組織を備へる目的が十分に達成されるため、消防法第14条の4の規定は適用されません。 一方、消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織は、百貨店、ホテル、オフィスビルや工場など日常の多数の人が出入りする大規模な防火対象物において、火災その他の災害発生時において応急活動を実施するため、当該防火対象物の従業員等から構成される人的組織であり、その設置を義務付けています。 また、自衛消防組織は指揮命令系統をもって活動を行うこととなるため、自衛消防組織を維持する経費管理者が必要であり、経費管理者には自衛消防の業務に関する講習の修了者も必要とされており、充てなければなりません。	石油コンビナート等災害防止法第16条、消防法第8条の2の5	検討予定	制度の現状欄に記載のとおり、石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛消防組織については、大量の石油等を取り扱う事業所において火災が発生した際の化学的災害等を使用した消火活動や、石油や高圧ガスの漏洩し事故に際した応急措置や同僚作業等の防災業務を行い、消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織については、多数の人が出入りする大規模な防火対象物において、火災等の発生時における在籍者の避難誘導や初期消火等の自衛消防活動を行うものであり、基本対応は、それぞれ同一の体制や消防機関が把握するための届出が必要であると考えます。 しかしながら、双方が一部共通する事項もあると考えられることから、火災時の対応に実務上の重複を回避するため、石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛消防組織と消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織の業務が重複できる業務の範囲や、それぞれが法令に基づき届出に際して記載する内容の調査等について、関係省庁と、必要な検討を行うこととしています。 なお、石油コンビナート等災害防止法第16条に規定する自衛消防組織の防災員は、同法において講習の受講は必要とされていません。
71	令和5年9月22日	令和5年10月18日	耐圧・気密試験における基準圧力の統一	設備の定期検査における高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法それぞれ耐圧・気密試験の基準圧力の呼称統一による耐圧・気密試験の商業化を促す。 また、常用の圧力相当を基準圧力に統一する方向で、最高使用圧力(MAWP)基準となっている労安法においても、この考え方を採り入れていただきたい。	「講習・不具合の内容」 設備の定期検査における高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法それぞれ耐圧・気密試験の基準圧力は、「常用の圧力」「最大常用圧力」及び「最高使用圧力」であり、試験圧力の考え方も、基準圧力の呼称共に異なるため、実務上煩雑である。 「要望に対する保安担保・向上の根拠」 設備新作時は「設計圧力」基準での耐圧・気密試験により、製作の良否判定を行う必要がある。一方、設備供用段階においては、常用の圧力及び最大常用圧力(運転中に作用しうる最大の圧力)を基準に同試験を行うことで、最も厳しい運転条件に対する健全性を評価できると考えられる。 「要望実現によるメリット」 定期検査における高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法それぞれ耐圧・気密試験の基準圧力の取扱いを防止できる。	石油化学工業協会	経済産業省 総務省 厚生労働省	【経済産業省】 高圧ガス保安法コンピナート等保安規則第5条第1項第17号は、耐圧試験について規定するものであり、圧力試験のための圧力については、「常用の圧力(通常使用される状態の圧力をいう)」を基準とする圧力(例えば、「常用の圧力の一定倍」といった表現)として規定しています。これは、「常用の圧力」における高圧ガス保安法であるが等価等として、法の適用の発効を判断し、高圧ガスを製造しようとする者は、その「常用の圧力」を前提として許可を受けることから、実態として「常用の圧力」による制約が法的に措置されることとなるためです。 【総務省】 危険物を取り扱う設備については、実際に使用する条件下で十分な強度を有する必要があることから、危険物の規制に関する政令で定める設備の圧力試験は、「最大常用圧力」に対して十分な強度を有することを求めています。 【厚生労働省】 労働安全衛生法では、設備の供用段階で実施する性能試験において、目標やファイバースコープ等で設備の耐圧などを確認することができない資源用イヤー等の一部のボイラーについては最高使用圧力を基準とした耐圧・気密試験(水圧試験)を実施することが定められていますが、それ以外のボイラーや第一種圧力容器については、耐圧・気密試験(水圧試験)を実施することは定められています。	【経済産業省】 コンピナート第5条第1項第17号 【経済産業省】 労働安全衛生法第21条第1項第13号第6号及び第15条第1項第2号 【総務省】 危険物を取り扱う設備については、実際に使用する条件下で十分な強度を有する必要があることから、危険物の規制に関する政令で定める設備の圧力試験において「最大常用圧力」を用いることは、適切と考えます。 【厚生労働省】 労働安全衛生法、消防法、労働安全衛生法の3法令のいずれの適用も受けるのは第一種圧力容器のみと認識して頂きたい。 労働安全衛生法では、第一種圧力容器については、設備の供用段階で実施する性能試験において、耐圧・気密試験(水圧試験)を実施することが定められていますが、このため、ご提案の点については、不適合が生じていないものと認識しております。		
72	令和5年9月22日	令和5年10月18日	海外防備認定分析機器の使用に関する規制合理化	国内化学プラントにおいて、海外防備認定を受けている分析機器類の使用を可能にすることを提案する。	「講習・不具合の内容」 検査者のプラントにおける危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づき危険区域の設定を改めて検討したが、専ら製造所の場合は放出源の周辺に危険区域が多数検出された結果となった。現場の作業箇所に応じて防備/非防備機器を使い分けると、または「同一Oは接続禁止」等のルールを設ける等の対応方法が挙げられるが、これらの運用は実態として困難で、防備機器を使わずを導く見直しがある。 「要望に対する保安担保・向上の根拠」 IECExやATEX等の海外の防備認証を受けた携帯型の非防備機器であれば、第二種危険場所においては、その使用を許容しているが、まず海外の防備認証により安全性が確保されているため、本格的な見直しが必要である。次に第二種危険場所(遠隔の検出)において爆発性雰囲気を生ずる可能性が低いに限定されるので、事故に至る確率が低い、更に常設設備でないため、爆発性雰囲気となる前に人の退避で携帯されるので、安全性は更に高まる。 「要望実現によるメリット」 製造現場におけるIoTやAI、ドローン等の海外発の新技術の速やかな活用が推進され、産業保安のスマート化を促した、コンピナート競争力の維持・強化の促進が期待される。	石油化学工業協会	厚生労働省 経済産業省	【経済産業省】 高圧ガス保安法令について、一般高圧ガス保安規則6条第1項第26号及びコンピナート等保安規則第5条第1項第46号では、可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備において防備性能を有するものとする旨が規定されています。 【厚生労働省】 労働安全衛生法では、防備構造電気機械器具については、安全に使用するため構造要件を定め、かつ、構造規格に適合するかどうかの確認は専門技術的な能力を有する機関において実施する必要がある。当該機械器具の製造、輸入にあたっては、厚生労働大臣が定める要件を満たし登録を受けた型式検定機関が行う型式検定を受けなければならないことと定めています。 【厚生労働省】 労働安全衛生法では、爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具については、可燃性ガスが存在し爆発が発生するおそれのある場所のうち、通風、換気等の措置を講じている。なお、可燃性ガスが爆発の危険のある状態に達するおそれのある箇所において電気機械器具(電動機、変圧機、変圧機、ケーブル接続機、照明器具、分電盤、配電盤等)を使用する場合は、爆発その他の危険の防止及び移動電線以外のものを用い、以下取扱いを使用するとは、当該高圧ガスに対するその規格及び爆発の危険のある状態に達するおそれに応じた防備性能を有する防備構造電気機械器具でなければ、使用してはならないと定められています。	【経済産業省】 防備性能に関しては、その使用環境に応じて、労働安全衛生法令で認められたものを使用するものと考えています。 【厚生労働省】 防備性能に関しては、その使用環境に応じて、労働安全衛生法令で認められたものを使用するものと考えています。一般高圧ガス保安規則第6条第1項第3号、第20号、コンピナート等保安規則第5条第1項第14号、第48号 【厚生労働省】 労働安全衛生法の登録を受けていない外国の認証機関については、このような担保がないことから、外国の認証機関の認証を受けていることをもって一律に型式検定を要することは認められません。外国立地の登録型式検定機関の型式検定、指定外国検査機関でもあるIECExの認証の活用により、輸入者の負担を軽減する措置を講じています。 IECExについては国内による承認は認められており、諸外国においてもDNの範囲内においては外国の認証品をそのまま使用できる制度を持つ国は基本的に、諸外国に比べ閉鎖的という点については承知しております。		
73	令和5年9月22日	令和5年10月18日	産業保安のスマート化の推進及び防備機器の更なる柔軟化	第二種危険場所において携帯型の電子機器の使用に関する規制合理化。第二種危険場所においては、IECExやATEX等の海外の防備認証を受けた携帯型の機器であれば、その使用を許容していただきたい。	「講習・不具合の内容」 検査者のプラントにおける危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づき危険区域の設定を改めて検討したが、専ら製造所の場合は放出源の周辺に危険区域が多数検出された結果となった。現場の作業箇所に応じて防備/非防備機器を使い分けると、または「同一Oは接続禁止」等のルールを設ける等の対応方法が挙げられるが、これらの運用は実態として困難で、防備機器を使わずを導く見直しがある。 「要望に対する保安担保・向上の根拠」 IECExやATEX等の海外の防備認証を受けた携帯型の非防備機器であれば、第二種危険場所においては、その使用を許容しているが、まず海外の防備認証により安全性が確保されているため、本格的な見直しが必要である。次に第二種危険場所(遠隔の検出)において爆発性雰囲気を生ずる可能性が低いに限定されるので、事故に至る確率が低い、更に常設設備でないため、爆発性雰囲気となる前に人の退避で携帯されるので、安全性は更に高まる。 「要望実現によるメリット」 製造現場におけるIoTやAI、ドローン等の海外発の新技術の速やかな活用が推進され、産業保安のスマート化を促した、コンピナート競争力の維持・強化の促進が期待される。	石油化学工業協会	厚生労働省 経済産業省	【経済産業省】 高圧ガス保安法令について、一般高圧ガス保安規則6条第1項第26号及びコンピナート等保安規則第5条第1項第46号では、可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備において防備性能を有するものとする旨が規定されています。 【厚生労働省】 労働安全衛生法では、爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具については、可燃性ガスが存在し爆発が発生するおそれのある場所のうち、通風、換気等の措置を講じている。なお、可燃性ガスが爆発の危険のある状態に達するおそれのある箇所において電気機械器具(電動機、変圧機、変圧機、ケーブル接続機、照明器具、分電盤、配電盤等)を使用する場合は、爆発その他の危険の防止及び移動電線以外のものを用い、以下取扱いを使用するとは、当該高圧ガスに対するその規格及び爆発の危険のある状態に達するおそれに応じた防備性能を有する防備構造電気機械器具でなければ、使用してはならないと定められています。	【経済産業省】 防備性能に関しては、その使用環境に応じて、労働安全衛生法令で認められたものを使用するものと考えています。 【厚生労働省】 防備性能に関しては、その使用環境に応じて、労働安全衛生法令で認められたものを使用するものと考えています。一般高圧ガス保安規則第6条第1項第3号、第20号、コンピナート等保安規則第5条第1項第14号、第48号 【厚生労働省】 労働安全衛生法の登録を受けていない外国の認証機関については、このような担保がないことから、外国の認証機関の認証を受けていることをもって一律に型式検定を要することは認められません。外国立地の登録型式検定機関の型式検定、指定外国検査機関でもあるIECExの認証の活用により、輸入者の負担を軽減する措置を講じています。 IECExについては国内による承認は認められており、諸外国においてもDNの範囲内においては外国の認証品をそのまま使用できる制度を持つ国は基本的に、諸外国に比べ閉鎖的という点については承知しております。		

ワーキンググループにおける取組方針

規制改革・行政改革ホワイトライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
79	令和5年10月20日	令和5年11月15日	携帯が義務付けられている免許等のマイナンバーカードへの一体化	法令等に基づき携帯が義務づけられている免許等自動車等の運転免許証、電気工事士免許等)について、マイナンバーカードと一体化する。また、マイナンバーカードを読み取りその場で所持している免許等を表示できるシステムを整備する。	工事従事者等に工事に係る免許等を確認しても携帯していないことが多々ある。その場合は一度工事を中断させ、免許等を確認してから工事を再開させることとしているため、工事が遅れることになる。 免許等が義務付けられている工事従事者等が、免許等の携帯が義務付けられている制度となっているのも事実である。電気工事士だけでなく、電気工事士免許はもちろんだこと、自動火災報知設備の工事があれば消防設備士免許、現場まで車で行くのであれば自動車運転免許証、ユニークや高所作業車を運転するであれば技能講習了証等、携帯すべき免許等は種々であり、どれか1つを忘れてしまふことは容易に起こりうる。 これらの免許等をマイナンバーカードへ一体化することで、不携帯となる恐れが低くなり、工事への影響も抑えることができ。しかしながら、関係者(工事発注者等)が免許等を確認できなかったら意味がないので、マイナンバーカードをその場で読み取り、所持している免許等を表示できるシステムが必要である。現在はスマートフォンが普及しているため、マイナンバーカードを読み取れるスマートフォンと合わせて携帯することを義務付ければ解決できると思われる(スマートフォンを所持していない者は従来通りの運用とする)。	個人	デジタル庁 総務 経済産業省 総務省 厚生労働省	各種免許・国家資格等の保有者に関する情報は、個別の資格ごとに各資格管理者において管理している状況です。 「デジタル庁の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとしています。	【デジタル庁】 【マイナンバー】の利用及び情報連携について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項、第19条第8項 【警察庁】 法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第1項、第9項及び第7項(未施行)	【デジタル庁】 【警察庁】 【その他】 【警察庁】 【その他】 【警察庁】 【その他】	当該計画に基づき、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、その後、各種免許・国家資格等の関係システムにおいても、資格情報連携等に関するシステムとの連携のための必要な検討等を行い、これら手続のデジタル化を進めてまいります。 運転免許証については、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)以下本欄及び右欄において、「法」といいます。において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。 改正道路交通法においては、運転免許を受けようとする者や運転免許証を所持する者から申請があった場合に、運転免許の情報をマイナンバーカードに記録することができ、自動車等を運転するときは、運転免許証又は免許情報が記録されたマイナンバーカード(以下「一体化カード」といいます。))のいずれかを携帯しなければならないこととされています。 また、一体化カードを保有する者が、自身のマイナンバーカードに記録された免許情報を確認できるようにするために、警察庁において国民向け読み取りアプリを開発することを検討しております。
82	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国民年金保険料に関する手続きの簡略化	国民年金保険料学生納付特例申請書、国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料追納申込書等の届書をデジタル化し、納付猶予や追納申込に係る手続きをインターネットで完結できるようにする。	届書をデジタル化することにより、書類の管理コストを削減するとともに国民年金事務所の窓口業務の負担を軽減する。	個人	厚生労働省	国民年金第1号被保険者に関する申請・届書等の手続きのうち、学生納付特例の申請、国民年金保険料免除・納付猶予の申請、第1号被保険者の資格取得の届出については、令和4年5月からマイポータルからのオンライン申請を開始しています。	国民年金法第90条の3 国民年金法施行規則第17条の4 等	対応	個人の方への電子申請は利便性を踏まえて順次拡大しており、学生納付特例申請書類については令和4年5月からオンライン申請を開始しています。 国民年金保険料の追納申込については、現在e-Govにおいてオンライン申請に対応しております。
83	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止し(除罪)事項の廃止を行う改正	刑法175条の廃止し(除罪)事項の廃止を行う改正	1. **表現の自由の確保** - 刑法175条は、容(わいせつ)と判断するかの基準が主観的であり、多様な表現活動に対する制約となっています。この法律の存在は、クリエイターや芸術家たちの自由な創作活動を妨げる可能性があります。その廃止により、より多様な表現活動が促進されるでしょう。 2. **経済的効果としてのクリエイティブ産業の振興** - 表現の自由が確保されることで、映画、漫画、文学、アートなどのクリエイティブ産業が活発化する可能性があります。これにより、関連する産業の成長、雇用の拡大、消費の促進が期待されます。 3. **法的リスクの軽減とコスト削減** - 容(わいせつ)と判断する基準が主観的であり、現在、多くの企業やクリエイターが法的リスクを回避するために自主規制を行っています。これが創作の制約となり、無関係なコストを発生させます。法律の廃止により、このようなリスクやコストが削減されるでしょう。 4. **国際的評価の向上** - 表現の自由を確保することで、日本のクリエイティブ産業の国際的な評価や受容が向上する可能性があります。これは、海外展開を考える企業やクリエイターにとって大きなメリットとなるでしょう。 6. **社会的効果としての多様性の尊重** - 表現の多様性を尊重することで、社会全体が多様な文化を受け入れる文化を築くことができます。これにより、よりオープンで包括的な社会を実現するための基盤が築かれるでしょう。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰すると規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「従らに性感を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的衝動心を惹き、善良な性的道義観念に反することをい」と解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性は問題はなく、両論は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。
84	令和5年10月20日	令和5年11月15日	成人向け表現の無修正化	現状成人向け内容を含む作品を発表する際、刑法175条によって性を重畳描写できず、該当箇所をモザイクや崩壊処理で修正することが事実上必要とされる。上記の修正をせずとも成人向け表現ができるように刑法175条の撤廃を求めます。	1. 自由な性描写が可能になることにより成人向け作品の表現の幅が広がり、新規作品の流通とその消費が見込めます。 2. 修正作業という手間・コストが削減されます。 特に一度に何百何千枚というイラストが出力可能な生成AIにおいて、枚々の修正作業が必要となるのは大きな時間短縮化となり、AI分野における競争にも優れます。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰すると規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「従らに性感を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的衝動心を惹き、善良な性的道義観念に反することをい」と解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性は問題はなく、両論は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。
85	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止	刑法175条の廃止	本法律ではわいせつ物とされる表現物を無根拠に取り締り、国内のクリエイターの表現を不当に萎縮させている。これは明らかに憲法21条に反する憲法違反である。 また、本法律が公益とする性的道徳というものは、性の多様化社会において非常に時代錯誤のものであり、無論憲法19条に反するものであるとも考えざるを得ない。 さらに、G7加盟国の中で性表現無修正の国を規制しているのは日本だけである。このまま「性=悪」という道徳観を法律で強制することはわが国民の正しい性教育を著しく妨げることとなる。 もし175条が撤廃されたら、クリエイターにより多様な創作活動が実現されることとなり、より豊かな文化活動が期待される。また、海外では日本の規制の厳しさをほめて、近代的なITメディアも文化として高く評価されているため、本法律が撤廃されれば経済活動も活発になるだろう。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰すると規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「従らに性感を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的衝動心を惹き、善良な性的道義観念に反することをい」と解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性は問題はなく、両論は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。
86	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条撤廃に関する要望	主にアダルトコンテンツにおける性表現の多重規制をなくすこと。また、性表現の規制(モザイクやぼかし)を強化し、強制的な無修正作業をなくし、「時代の流れ、そして世界的標準に合わせた表現の自由を確保することを目的とし、当面要望を提出するに至りました。	インターネットが広く普及した許容の日本において、海外の無修正アダルトコンテンツを簡単に閲覧できるようになりました。海外では性表現規制がインターネット上であれば自由なアクセスを認めているのに対し、日本は1907年(明治40年)に制定された法律が未だに存在し続けています。 このことにより、クリエイター側の負担を大きく増やしているのみならず、本来であれば日本国内の会社や個人・団体のもとに支払われるはずだったお金が無修正表現を可視している海外の企業へ流れているという現状が発生しています。 実証経済研究所が発表した2016年の国内アダルト市場の経済効果は46兆8,943億円と算出されています。 仮に刑法175条による性表現規制が廃止された場合、クリエイター側はより多くの創作活動を、自由にみ出せる環境を創出することができ、更なる経済効果が見込まれます。 結果的に、それらの多額のお金が日本の経済を飛躍的に成長させる起爆剤にもなり得ると考えております。 刑法175条の規制緩和(成人指定度あれば性表現は自由)へ向け、本面に真摯な議論をして頂きたいと切に願っております。 両院、関係省庁、議員、警察、自治体等の方と交えた本格的な議論を行って頂きますよう、よろしくお願いいたします。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰すると規定しています。 刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「従らに性感を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的衝動心を惹き、善良な性的道義観念に反することをい」と解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性は問題はなく、両論は、個別の事案に応じて、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。 したがって、刑法第175条を廃止する必要性はないと考えます。

ワーキンググループにおける取組方針

規制改革・行政改革ホワイト検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
87	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条の廃止について	刑法175条を廃止する。	現在、刑法175条の存在により、アダルトコンテンツにおいて性器を無修正で載せることは大人間士のやり取りに限定する等、レーティング措置の有無も関係ない違法とされています。ただし、基準が明確でないため、例えモザイクをかけていたとしても、依仗次第では違法となり逮捕要件となっています。また、インターネット上では同様の法律がない諸国より無修正のアダルトコンテンツが見られる状況であり、日本だけが修正をかけることについて疑問も海外の方もあります。さらには修正にかかる手間・コストやダウンロードのプラットフォームの自主規制基準への確認にかかるコストも大きくなっており、経済効果としても低下しています。(さらには一般コンテンツにも波及しており、おもしろい自主規制のために不自然な表現になっているものもあります。)	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文章、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電磁的記録の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰すると規定しています。刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「純らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的活動心を害し、善良な性的道義観念に反することをい」と解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じ、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法第175条を廃止する必要はないと考えます。
88	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法第175条の廃止し、いわゆる「無修正」を解禁することに關する提案	刑法第175条(わいせつ物頒布等)を廃止し、いわゆる「無修正」を解禁してほしい。	刑法第175条(以下、175条)は、「露骨物・性器を隠蔽していないポルノコンテンツ」を規制する法律である。しかしながら、この法律の存在意義には多くの問題がある。 1 「性器修正」に関連する意識調査「性器修正の必要性があるかどうかを分析した意識調査」は存在しない(https://note.com/stopec175/n/n42ed9db0d3b)。このため、露骨物の社会に対する影響が不明であり、175条の保護法益に疑義が生じている。 2 現行適用では、性器を隠蔽していないポルノコンテンツが露骨物とされているが、その露骨手法や範囲について、警察・法務相は「いかなる明確な基準はない」と回答している(https://note.com/stopec175/n/n42ed9db0d3b)。つまり、警察による事案の検閲と恣意的な摘発を許すのである。 3 上記理由により、175条は憲法第13条・第14条に違反している可能性がある。 4 175条は海外には適用されていない。海外サイトにアップロードされている「無修正」コンテンツは野放しである。国内からそれらを規制することは可能であるため、175条は形骸化している。 5 我が国のアダルト向け市場は約7兆円規模であり、175条による規制を撤廃すれば、さらなる拡大が見込まれる。 6 近年は画像生成AIの発展が著しく、政府は基本的に推進する立場である。しかしながら、画像生成AIモデルはその性質上、「無修正」の画像を生成する可能性を排除できない。このため、175条によって国内のAI産業の発展が阻害され利益を損なう可能性もある。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文章、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電磁的記録の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰すると規定しています。刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「純らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的活動心を害し、善良な性的道義観念に反することをい」と解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、憲法第21条等に違反するものでもなく、個別の事案に応じ、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法第175条を廃止する必要はないと考えます。
89	令和5年10月20日	令和5年11月15日	刑法175条を廃止して、刑法175条の廃止を提案するものです。	この提案は、現在日本で表現の自由を最も強く脅かしている、刑法175条の廃止を提案するものです。	現行の刑法175条には大きな問題があると考えています。まず取り締まりの具体的な基準が存在していません。裁判官や警察官が「わいせつ」と判断すれば違法とされてしまうので、国民の表現が脅かされています。また、具体的な法益が示されていないにも関わらず国民の自由な表現が規制されています。(うそでなく子事件など)そして、性表現の規制の根拠となるような研究や調査結果が存在していません。 海外(台湾・アメリカ等)において性表現に関する規制はありません。日本にのみ刑法175条による規制が存在しています。これは世界有数のアニメ産業を持つ日本にとって、市場における大きな機会損失となり、産業の成長を著しく妨げています。 この法律を廃止することにより、今まで販売された換金済み作品を無検閲版として再販することが可能になり、再販した商品が購入されれば一定の収益効果があると考えています。そして、現状この規制を回避するために海外などに拠点を持つ日本人のクリエイターが日本で活動できるようになります。このようなクリエイターが日本で活動できるようにしなければ彼らは日本に税金を納めることが不可能になります。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文章、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電磁的記録の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰すると規定しています。刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「純らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的活動心を害し、善良な性的道義観念に反することをい」と解釈されています。	刑法175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に問題はなく、同条は、個別の事案に応じ、収集された証拠に基づき適切に運用されているものと承知しています。したがって、刑法第175条を廃止する必要はないと考えます。
91	令和5年10月20日	令和5年11月15日	特殊車両通行条件Cの廃止	特殊車両通行条件Cの廃止。特殊車両の運転については野心的な道路交通法Cの条件の後方後進の内容を除いたものを策定することで、輸送効率の向上とCO2削減、減少するドライバー不足の解決を実現する。	国土交通省では、車両の大型化での輸送効率向上を目指している。一方で特殊車両の運行許可制度により走行するルートが限られ、運行できずルートであっても走行できない、または誘導が必要となるケースが多い。誘導の費用や交通の安全の観点から、結果として車両の大型化をした分の効率が失われ、手続きが増えているだけになっている。2023年度のトレーラー国内需要は2022年度と比べ4%増の860万台となり、需要拡大が見込まれている。 日本トラック協会トレーラーの大型化による輸送効率促進ハンドブックより 物流ニーズが一層多岐化、複雑化するなかで、トラック運送業界には、より効率的で質の高い物流サービスが求められ、さらに安全で安定的な輸送サービスの提供が今日の社会的な要請になっている。また、ドライバー不足が深刻化するなかで、優良ドライバーの確保・育成が課題となり、長時間労働の軽減とより労働環境の改善が急務であり、地球温暖化などの環境問題への対応なども引き続き重要なテーマとなります。 また、国においても経済の再生と成長を支えるための物流システムの構築を目指しており、ムリ・ムダ・ムラのない全体最適な物流の実現を図ることが重要です。(総合物流大戦略(2019〜2071))。さらに、高度化するドライバー不足に対応して、「物流分野における労働力不足対策アクションプラン」は仕事満足と効率性の向上に向けて、「(平成27年3月)を公表し、事業用トラックの大型化などにより輸送能力を向上させるとの目標としているほか、いずれも大型トラック等への車両の代替を支援する施策を積極的に推進しているところです。	個人	国土交通省	道路は一定の規格の車両が安全・円滑に走行できるよう設計されており、その規格を超える車両については、原則道路を走行することができませんが、道路管理者は道路法に基づき、道路構造の健全又は交通の危険防止の観点から、特に重量又は寸法の大きい特殊車両が走行する際は、通行許可とし、該車両の重量や交通の危険防止に支障のない場合は、交差点等においては前方、構築物などにおいては後方1台を配置することで、通行が原則可能となるなどの合理化の措置を行っているところです。また、政府として、物流分野においては人手不足等の課題に対応するための働き方の推進に向け、令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」としてまとめ、その中でドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、通行時間条件の緩和等を行うことと位置づけられており、道路の構造の健全及び交通の安全の確保を前提に、通行時間条件の緩和を検討しているところです。 *記載に誤りがあったため修正(令和5年11月21日)。	道路法47条の2	対応不可	重量又は寸法が大きい車両が通行する際には道路の構造への影響や他の交通の危険の防止、必要を条件を付して、道路の形状への影響や他の交通の危険の観点から、特に誘導車の配置等の通行条件を廃止することは困難です。一方で、物流業界における人手不足の解消や生産性の向上を後押しするため、令和3年9月より、これまで特殊車両の前提に「通行し特殊車両が安全である」条件を、道路の構造の健全や交通の危険防止に支障のない場合は、交差点等においては前方、構築物などにおいては後方1台を配置することで、通行が原則可能となるなどの合理化の措置を行っているところです。また、政府として、物流分野においては人手不足等の課題に対応するための働き方の推進に向け、令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」としてまとめ、その中でドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、通行時間条件の緩和等を行うことと位置づけられており、道路の構造の健全及び交通の安全の確保を前提に、通行時間条件の緩和を検討しているところです。 *記載に誤りがあったため修正(令和5年11月21日)。
92	令和5年10月20日	令和5年11月15日	高度管理医療機器等販売業の申請・届出様式統一	高度管理医療機器等販売業の申請・届出様式が都道府県(市)別で定められているので統一してほしい。	販売店が様々な都道府県にある場合、変更事項があった際は、必要な様式を集めるころから作業を始めるなければならないが、変更届提出の時間がかかるが、様式が統一されれば様式を集める時間が短縮される。 様式が様々な場合、様式選択ミスの可能性があり、統一化されればそのようなミスはなくなり、提出側も受理側も円滑に作業が進むことが想定される。	株式会社 八咫	厚生労働省	(新規)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第1項(変更等)同法第40条第1項において準用する法第10条第1項	現行制度下で対応可能	高度管理医療機器等販売業の申請様式については、当初の許可申請について施行規則第14条に様式が定められており、許可後の変更等申請について施行規則第14条に様式が定められており、各地の公共団体には、施行規則で定められた様式により提出を行っていても差し支えない旨周知を続けているところである。	
97	令和5年10月20日	令和5年11月15日	「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」に書類のキャンセル処理を加えること	R3規制改革52提案は、行政手続一般のルールとして、申請書の不備がオンラインで発生した場合に限り、申請書のキャンセル処理が可能なようにすることを目的としている。このように提案をしたところ、行政手続における署名文は押印がなされた書類の審査について	一、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認識しています。という理解を不備がオンラインで発生した場合に限り、申請書のキャンセル処理が可能なようにすることを目的としている。このように提案をしたところ、行政手続における署名文は押印がなされた書類の審査について 二、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認識しています。という理解を不備がオンラインで発生した場合に限り、申請書のキャンセル処理が可能なようにすることを目的としている。このように提案をしたところ、行政手続における署名文は押印がなされた書類の審査について 三、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認識しています。という理解を不備がオンラインで発生した場合に限り、申請書のキャンセル処理が可能なようにすることを目的としている。このように提案をしたところ、行政手続における署名文は押印がなされた書類の審査について 四、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認識しています。という理解を不備がオンラインで発生した場合に限り、申請書のキャンセル処理が可能なようにすることを目的としている。このように提案をしたところ、行政手続における署名文は押印がなされた書類の審査について 五、その審査方法を一般に規定するものではなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認識しています。という理解を不備がオンラインで発生した場合に限り、申請書のキャンセル処理が可能なようにすることを目的としている。このように提案をしたところ、行政手続における署名文は押印がなされた書類の審査について	農業登記 官公庁 デジタル庁 法務省	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律では、デジタルファーストとして、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結することを原則として定めており、また、審査業務を効率的に行政手続のオンラインについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)」所定「オンライン手続の実施」等に関する行政手続の整備等においても、「オンライン手続」として、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。としており、印刷・署名の押印等は不要となるよう推進しているところです。審査については、それぞれの手続によって、形式的な内容確認のみを行うもの、情報伝達を行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行うもの等、審査内容を一律に定めることはできなかったため、各手続において適切な審査方法で審査されているものと承知しております。	その他	制度の現状に記載のとおり、引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化を推進してまいります。		

